

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成26年8月22日(金)午後3時から午後4時40分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(25名)

1番 鈴木正夫 委員	2番 菱木信治 委員
3番 伊能正啓 委員	4番 熱田幸子 委員
5番 鈴木一郎 委員	6番 江波戸博 委員
7番 大木岩五郎 委員	8番 岩井淳 委員
9番 渡邊弘仁 委員	10番 實川元久 委員
11番 塚本虎之助 委員	12番 椎名正和 委員
13番 伊藤定夫 委員	14番 川口京子 委員
15番 太田忠治 委員	16番 大木清 委員
17番 及川誠 委員	18番 大木一夫 委員
20番 加瀬浩市 委員	21番 林豊 委員
23番 大木傳一郎 委員	24番 石毛利雄 委員
25番 菅谷守夫 委員	26番 伊藤幸夫 委員
27番 熊切清 委員	

4 欠席委員(2名)

19番 伊藤秀雄 委員 22番 増田正義 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について
4件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見
決定について 3件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
6件

議案第5号 平成26年度第3次農用地利用集積計画(案)について
(別冊)

議案第6号 市民農園整備促進法に基づく市民農園の開設認定について
(別冊)

その他

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局)
事務局長ほか3名
(産業振興課)
担当職員3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成26年度8月定例農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、大木会長から御挨拶をお願いいたします。

大木会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち
ゆう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中25名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は大木会長にお願いします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい
たします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、26番伊藤幸夫委員、27番熊切清委員を指
名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議 長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号、番号1番から4番までは所有権移転に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から4番までを議案書をもとに朗読】

番号1番から4番について、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条

第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
以上で議案の説明を終わります。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

25番 　番号1番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。
番号2番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

3番 　番号3番について、後継者は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

16番 　番号4番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

議 長 　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議 長 　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 　挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 　次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 　それでは、第2号の議案書を御覧ください。今月の農地法第4条の許可

申請は、4件でございます。

【議案第2号、番号1番から4番までを議案書を基に朗読】

番号1番は、畑521㎡に集合住宅（4棟）を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、現況雑種地991㎡に太陽光発電施設を計画するものです。現地は既に着工されており、始末書が添付されています。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番は、現況畑455.94㎡に専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番は、畑2925㎡に車両置場を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

2番 　番号1番について、申請地は土地区画整理事業で整理した区域内であり周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

15番 　番号2番について、申請地は都市計画法の地域地区の定めのある区域となっています。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

10番 　番号3番について、申請者は現在集合住宅に住んでいますが、子供の成長に伴い、専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

3番 　番号4番について、申請者が経営している会社の従業員駐車場及び近隣事業者からの要望により大型重機、トラックの駐車場を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第 3 号の議案書を御覧ください。今月の農地法第 5 条の許可後の計画変更申請は、3 件でございます。

【議案第 3 号、番号 1 番から 3 番までを議案書を基に朗読】

番号 1 番と 2 番は、貸鋼材置場用地として計画をしていましたが、計画者が周辺住民等への影響を検討した結果、計画を取りやめそれぞれの計画地を同一の継承者へ譲渡し、継承者が太陽光発電施設を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号 3 番は、賃貸住宅 2 棟用地として計画をしていましたが、内 1 棟分の施工が資金的に難しくなり計画どおりに実施できなくなったことから、計画をとりやめ継承者へ譲渡し継承者が専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

9 番 番号 1 番と 2 番について、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

2 3 番 番号 3 番について、申請者は現在集合住宅に住んでいますが、新たに専

用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4号の議案書を御覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、6件でございます。

【議案第4号、番号1番から6番までを議案書を基に朗読】

番号1番は、資材置場及び駐車場用地として現況畑計1072㎡を借り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、専用住宅用地として畑330㎡を父より譲り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番は、太陽光発電施設用地として現況畑計1870㎡を借り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番は、太陽光発電施設用地として現況畑一部宅地及び雑種地4815㎡を譲り受け、計画するものです。宅地等が建設されていることから始末書が添付されています。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番は、専用住宅用地として現況畑209㎡を譲り受け、計画する

ものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番は、専用住宅用地として現況畑279㎡を祖父から借り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

13番 　番号1番について、申請者が役員となっている会社の資材置場と駐車場用地として現況畑1072㎡に計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号2番について、申請者は現在集合住宅に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となったため、畑330㎡を父より譲り受け専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

9番 　番号3番について、申請地に太陽光発電施設を計画するもので、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

15番 　番号4番について、申請地に太陽光発電施設を計画するものです。当該地は都市計画法の地域地区の定めのある区域となっています。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

23番 　番号5番について、申請者は現在集合住宅に住んでいますが、新たに専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

1番 　番号6番について、子供の成長に伴い手狭となったため、祖父より畑279㎡を借り受け専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議長 　議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第5号「平成26年度第3次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。本案につきましては、去る20日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、報告をお願いいたします。

【農地銀行運営委員会からの報告】

議 長 農地銀行運営委員会からの報告が終わりました。詳細については、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第5号「平成26年度第3次農用地利用集積計画について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
議案第5号「平成26年度第3次農用地利用集積計画について」原案の

とおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第6号「市民農園整備促進法に基づく市民農園の開設認定について」を議題といたします。本案につきましては、去る20日農地委員会が開催されましたので、その経過報告について、報告をお願いいたします。

【農地委員会からの報告】

議 長 農地委員会からの報告が終わりました。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 **【議案書に基づいて内容を説明】**

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

23番 トイレと駐車場は周辺既存施設を使用する計画となっておりますが、周辺施設の活用方法等計画はありますか。

事務局 いろいろな意見を頂きながら取り入れていきたいと思っています。

27番 農薬を使用した場合、隣接区画への影響などの対処方法は検討されていますか。

事務局 契約の段階で、十分周知したいと思います。

議 長 そのほか、質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第6号「市民農園整備促進法に基づく市民農園の開設認定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。
次にその他でございますが、何かございますか。

(「なし。」の声あり)

議 長 ないようですので、本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	4件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について	3件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	6件
議案第5号 平成26年度第3次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第6号 市民農園整備促進法に基づく市民農園の開設認定について	(別冊)

その他でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成26年8月22日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。